

第6章／介護保険事業にかかる費用の見込みと介護保険料

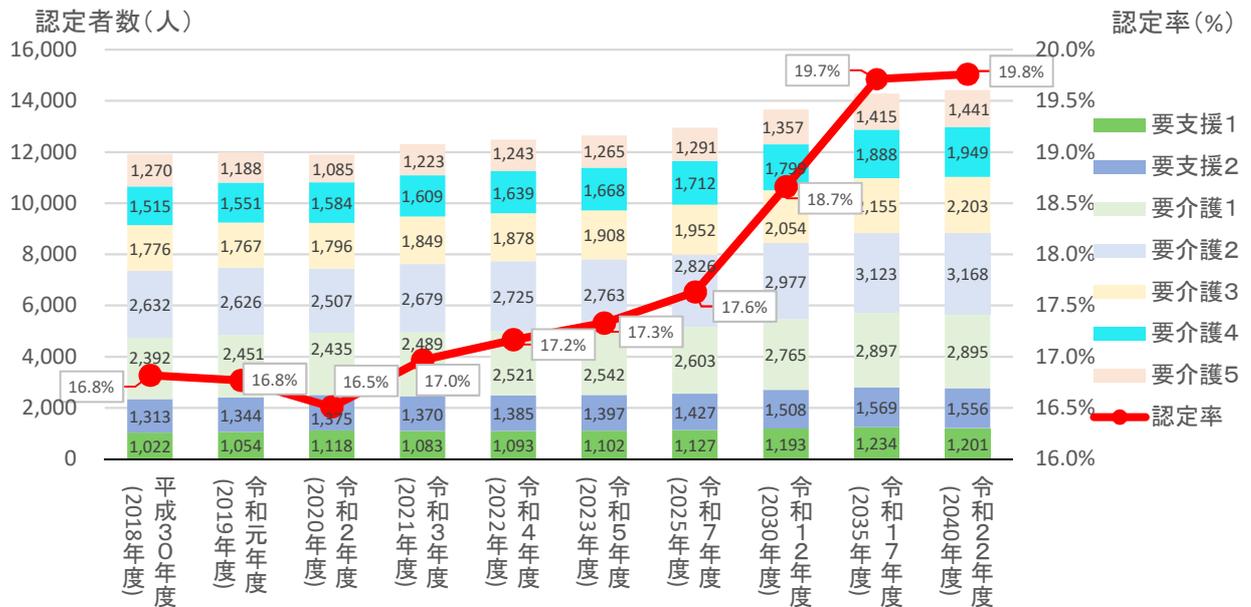
1 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

(1) 認定者数の見込み

今後の認定者数の推移は、認定者の多くを占める後期高齢者（75歳以上の高齢者）人口が増加する見込みであることから、令和7年度（2025年度）及び令和22年度（2040年度）に向けて、更に増加していくと見込まれます。

令和5年度は12,645人（認定率17.3%）、令和7年度（2025年度）は12,938人（同17.6%）、令和22年度（2040年度）は14,413人（同19.8%）と推移すると見込まれます。

【図表6-1 認定者数の推移】（再掲）



※各年度9月末現在。認定者数には、第2号被保険者で要介護(要支援)認定を受けた方を含む。

【図表6-2 認定者数の推移】

(単位：人)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)
総人口	247,042	245,391	244,058	242,519	240,876	239,153	235,493	225,409	214,096	201,805
65歳以上人口	71,065	71,671	72,322	72,766	73,016	73,283	73,734	73,599	72,941	73,494
前期高齢者	33,938	33,876	34,168	34,839	34,100	33,169	31,021	28,849	28,490	30,565
後期高齢者	37,127	37,795	38,154	37,927	38,916	40,114	42,713	44,750	44,451	42,929
1号被保険者数	70,873	71,451	72,084	72,502	72,729	72,972	73,375	73,156	72,444	72,945
認定者数	11,920	11,981	11,900	12,302	12,484	12,645	12,938	13,653	14,281	14,413
うち第1号被保険者	11,708	11,770	11,717	12,100	12,282	12,444	12,742	13,463	14,106	14,256
認定率	16.8%	16.8%	16.5%	17.0%	17.2%	17.3%	17.6%	18.7%	19.7%	19.8%

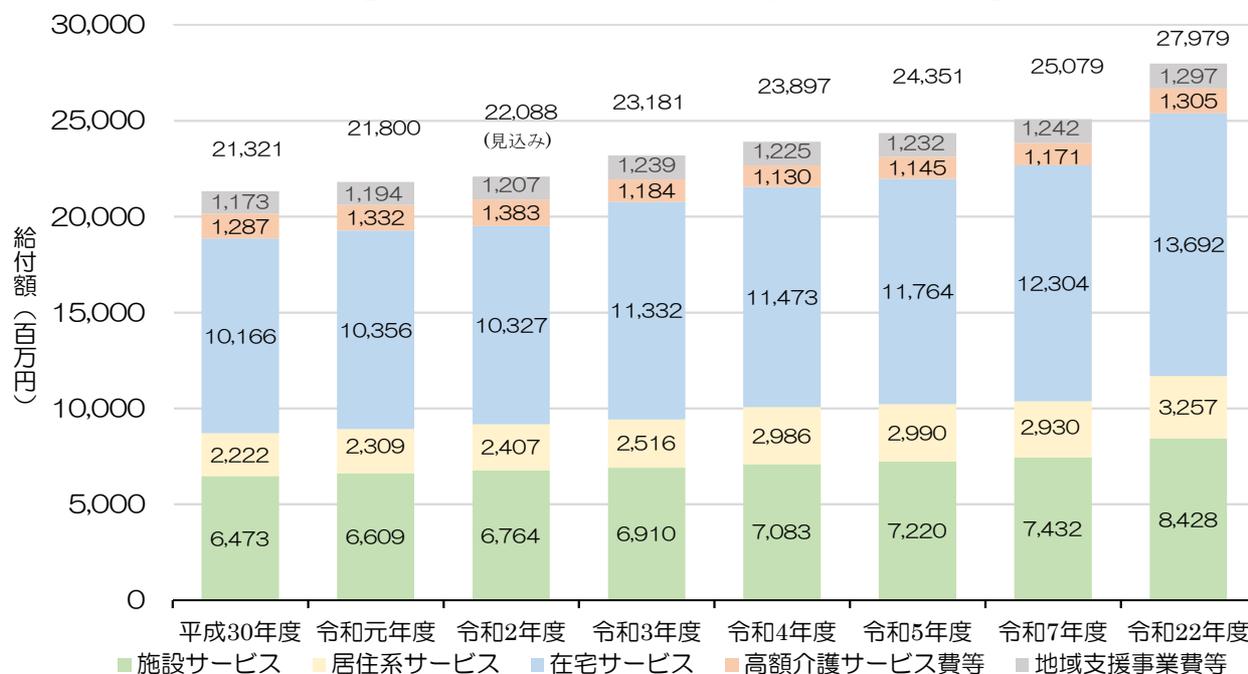
※各年度9月末現在。

(2) 事業計画期間の費用の見込み

本計画期間における保険給付見込量等をもとに、介護保険料算定の基礎となる介護保険事業に要する費用の合計額を算出しました。

この額は、前期計画期間における費用（計画値）の109.5%となります。

【図表6-3 介護保険給付費等総額の推移】



(単位：千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
保険給付費(A) = (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)	21,942,400	22,672,404	23,119,124	67,733,928	23,836,537	26,681,749
介護サービス費(1)	20,174,944	20,947,551	21,366,368	62,488,863	22,036,618	24,702,407
在宅サービス	10,870,080	11,010,732	11,286,585	33,167,397	11,803,141	13,156,109
居住系サービス	2,394,438	2,853,949	2,859,310	8,107,697	2,801,269	3,118,736
施設サービス	6,910,426	7,082,870	7,220,473	21,213,769	7,432,208	8,427,562
介護予防サービス費(2)	582,886	594,586	607,909	1,785,381	628,541	674,417
在宅サービス	461,508	462,115	477,241	1,400,864	500,358	536,330
居住系サービス	121,378	132,471	130,668	384,517	128,183	138,087
特定入所者介護サービス費等(3)	670,730	614,175	622,100	1,907,005	636,517	709,088
高額介護サービス費等(4)	424,343	425,271	430,755	1,280,369	440,737	490,983
高額医療合算介護サービス費等(5)	68,286	69,297	70,190	207,773	71,817	80,004
審査支払手数料(6)	21,211	21,524	21,802	64,537	22,307	24,850
地域支援事業費(B)	1,206,940	1,192,550	1,200,061	3,599,551	1,209,782	1,265,177
保健福祉事業費(C)	31,765	31,765	31,765	95,295	32,204	32,238
合計(D) = (A)+(B)+(C)	23,181,105	23,896,719	24,350,950	71,428,774	25,078,523	27,979,164

【図表6-4 サービス別利用者数見込み（介護サービス）】（一月当たり）

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 居宅サービス						
訪問介護	回数(回)	24,843	25,486	26,078	26,830	29,933
	人数(人)	1,121	1,128	1,148	1,189	1,327
訪問入浴介護	回数(回)	775	767	804	836	926
	人数(人)	155	153	159	166	184
訪問看護	回数(回)	13,506	14,186	14,886	14,923	16,615
	人数(人)	1,179	1,214	1,271	1,282	1,428
訪問リハビリテーション	回数(回)	316	390	667	980	1,011
	人数(人)	29	35	62	91	94
居宅療養管理指導	人数(人)	1,275	1,301	1,329	1,363	1,523
通所介護	回数(回)	28,297	28,498	29,035	29,953	33,482
	人数(人)	2,297	2,280	2,290	2,363	2,640
通所リハビリテーション	回数(回)	5,497	5,321	5,387	5,626	6,294
	人数(人)	678	658	665	694	776
短期入所生活介護	日数(日)	11,672	11,595	11,692	12,083	13,553
	人数(人)	821	812	816	844	947
短期入所療養介護(老健)	日数(日)	451	429	476	500	549
	人数(人)	48	46	51	54	59
短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	54	53	51	51	51
	人数(人)	2	2	2	2	2
福祉用具貸与	人数(人)	3,654	3,850	3,947	4,047	4,525
特定福祉用具購入費	人数(人)	45	46	47	47	51
住宅改修費	人数(人)	23	23	23	24	27
特定施設入居者生活介護	人数(人)	460	624	622	606	667
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	81	67	76	97	106
夜間対応型訪問介護	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数(回)	4,609	4,699	4,778	4,923	5,494
	人数(人)	507	509	513	529	590
認知症対応型通所介護	回数(回)	1,498	1,469	1,539	1,619	1,799
	人数(人)	126	124	129	136	151
小規模多機能型居宅介護	人数(人)	868	892	912	977	1,087
認知症対応型共同生活介護	人数(人)	422	445	447	443	499
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	20	20	21	20	22
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	487	491	495	503	572
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	110	105	111	127	140
(3) 施設サービス						
介護老人福祉施設	人数(人)	1,171	1,212	1,243	1,289	1,460
介護老人保健施設	人数(人)	386	392	397	404	459
介護医療院(平成38年度は介護療養型医療施設を含む)	人数(人)	16	15	15	15	16
(4) 居宅介護支援	人数(人)	4,985	5,075	5,146	5,283	5,904

【図表6-5 サービス別利用者数見込み（介護予防サービス）】（一月当たり）

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	回数(回)	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防訪問看護	回数(回)	2,295.6	2,404.6	2,550.9	2,693.9	2,905.2
	人数(人)	249	260	273	288	310
介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	86.0	93.2	191.7	284.9	292.9
	人数(人)	12	13	27	40	41
介護予防居宅療養管理指導	人数(人)	77	78	79	83	89
介護予防通所リハビリテーション	人数(人)	297	284	286	298	321
介護予防短期入所生活介護	日数(日)	170.2	161.1	161.1	170.7	184.5
	人数(人)	28	27	27	29	31
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	36.0	36.0	36.0	45.0	45.0
	人数(人)	4	4	4	5	5
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数(人)	1,035	1,070	1,097	1,123	1,214
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	15	15	15	16	17
介護予防住宅改修	人数(人)	13	14	14	15	15
介護予防特定施設入居者生活介護	人数(人)	121	132	130	127	137
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
	人数(人)	1	1	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数(人)	97	94	97	101	107
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数(人)	2	2	2	2	2
(3) 介護予防支援	人数(人)	1,265	1,298	1,316	1,349	1,456

【図表6-6 サービス別給付額の見込み（介護サービス）】

(単位：千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 居宅サービス	7,968,246	8,457,209	8,619,706	8,780,482	9,786,461
訪問介護	928,729	952,460	974,177	1,000,989	1,116,300
訪問入浴介護	111,085	110,017	115,253	119,862	132,782
訪問看護	675,782	710,731	744,751	740,283	824,276
訪問リハビリテーション	10,791	13,281	22,805	33,522	34,560
居宅療養管理指導	152,481	155,605	158,958	163,172	182,368
通所介護	2,646,952	2,679,212	2,733,389	2,816,836	3,149,686
通所リハビリテーション	565,924	550,883	559,322	584,316	654,042
短期入所生活介護	1,154,536	1,147,167	1,157,349	1,194,925	1,340,072
短期入所療養介護(老健)	58,733	56,150	62,186	65,226	71,761
短期入所療養介護(病院等)	5,498	5,359	5,197	5,197	5,197
福祉用具貸与	537,828	566,036	579,585	592,348	662,487
特定福祉用具購入費	17,234	17,711	18,041	18,056	19,620
住宅改修費	24,408	24,408	24,408	25,346	28,771
特定施設入居者生活介護	1,078,265	1,468,189	1,464,285	1,420,404	1,564,539
(2) 地域密着型サービス	6,067,031	6,175,690	6,294,519	6,596,033	7,384,957
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	130,664	111,384	125,476	166,677	181,254
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	435,867	446,683	455,690	469,196	523,444
認知症対応型通所介護	199,158	195,138	204,292	215,054	238,686
小規模多機能型居宅介護	2,023,194	2,072,973	2,117,232	2,288,973	2,542,480
認知症対応型共同生活介護	1,270,658	1,340,960	1,347,053	1,334,914	1,503,890
地域密着型特定施設入居者生活介護	45,515	44,800	47,972	45,951	50,307
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	1,667,965	1,683,560	1,697,739	1,726,098	1,962,893
看護小規模多機能型居宅介護	294,010	280,192	299,065	349,170	382,003
(3) 施設サービス	5,242,461	5,399,310	5,522,734	5,706,110	6,464,669
介護老人福祉施設	3,838,554	3,978,261	4,082,923	4,239,764	4,802,490
介護老人保健施設	1,342,801	1,363,905	1,382,667	1,408,800	1,600,637
介護医療院	61,106	57,144	57,144	57,546	61,542
(4) 居宅介護支援	897,206	915,342	929,409	953,993	1,066,320
合計	20,174,944	20,947,551	21,366,368	22,036,618	24,702,407

【図表6-7 サービス別給付額の見込み（介護予防サービス）】

(単位：千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 介護予防サービス	434,124	446,871	457,190	473,041	508,655
介護予防訪問入浴介護	129	129	129	129	129
介護予防訪問看護	83,837	87,837	93,167	98,387	106,098
介護予防訪問リハビリテーション	3,036	3,290	6,773	10,063	10,343
介護予防居宅療養管理指導	6,961	7,060	7,146	7,508	8,052
介護予防通所リハビリテーション	122,846	117,431	118,857	123,627	133,569
介護予防短期入所生活介護	12,873	12,183	12,183	12,893	13,950
介護予防短期入所療養介護(老健)	3,652	3,654	3,654	4,568	4,568
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	65,381	67,638	69,435	71,073	76,928
特定介護予防福祉用具購入費	4,352	4,352	4,352	4,607	4,928
介護予防住宅改修	15,140	16,290	16,290	17,467	17,467
介護予防特定施設入居者生活介護	115,917	127,007	125,204	122,719	132,623
(2) 地域密着型介護予防サービス	80,774	77,915	79,952	82,958	87,466
介護予防認知症対応型通所介護	85	85	85	85	85
介護予防小規模多機能型居宅介護	75,228	72,366	74,403	77,409	81,917
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,461	5,464	5,464	5,464	5,464
(3) 介護予防支援	67,988	69,800	70,767	72,542	78,296
合計	582,886	594,586	607,909	628,541	674,417

【図表6-8 サービス別給付額の見込み（その他の給付費）】

(単位：千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
(1) 特定入所者介護サービス費等	670,730	614,175	622,100	636,517	709,088
(2) 高額介護サービス費等	424,343	425,271	430,755	440,737	490,983
(3) 高額医療合算介護サービス費等	68,286	69,297	70,190	71,817	80,004
(4) 審査支払手数料	21,211	21,524	21,802	22,307	24,850
合計	1,184,570	1,130,267	1,144,848	1,171,377	1,304,925

(3) 地域支援事業の見込み

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業それぞれについて、次のとおり見込みます。

【図表6-9 事業費の見込み】

(単位：千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防・日常生活支援総合事業	645,937	628,464	636,159	642,860	691,686
包括的支援事業	484,473	487,125	487,125	488,115	488,115
任意事業	76,530	76,962	76,778	78,807	85,377
合計	1,206,940	1,192,551	1,200,062	1,209,782	1,265,178

① 介護予防・日常生活支援総合事業

【図表6-10 主な事業の利用見込み】

(単位：件)

介護予防・生活支援サービス事業		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
訪問型サービス	従前相当	593	596	600	614	663
	A	36	36	36	37	40
	C	16	19	22	22	24
通所型サービス	従前相当	1,083	1,012	970	992	1,072
	A	197	187	183	187	202
	C	124	166	208	213	230

② 包括的支援事業

【図表6-11 主な事業の見込み】

事業名	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
包括的支援事業 (地域包括支援センター)	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
包括的支援事業 (基幹型地域包括支援センター)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーター/協議体)					
(第1層)	1人	1人	1人	1人	1人
(第2層)	14人	14人	14人	14人	14人
認知症施策推進事業 (認知症初期集中支援チーム・認知症 地域支援推進員)	2チーム	2チーム	2チーム	2チーム	2チーム
地域ケア会議推進事業(自立支援型地 域ケア会議)	28回・70事例	38回・84事例	38回・84事例	38回・84事例	38回・84事例

③ 任意事業

【図表6-12 主な事業の見込み】

事業名	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
家族介護者交流激励支援事業	延べ参加者数	90人	90人	90人	90人
紙おむつ支給事業	支給者数	251人	251人	251人	267人
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数	50件	50件	50件	50件
高齢者世話付住宅生活援助員派遣事 業(シルバーハウジング)	戸数	102戸	102戸	102戸	102戸
介護相談員派遣事業	派遣事業所数	64か所	65か所	66か所	68か所
	延べ派遣回数	768回	780回	792回	816回

(4) 保健福祉事業の見込み

保健福祉事業は、高額介護サービス費貸付事業、ねたきり高齢者等介護者激励金支給事業及び紙おむつ支給事業について、次のとおり見込みます。

【図表6-13 事業費見込み】

(単位：千円)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
保健福祉事業	31,765	31,765	31,765	32,205	32,239

【図表6-14 主な事業の見込み】

事業名		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
ねたきり高齢者等介護者激励金 支給事業	支給者数	約450人	約450人	約450人	約450人	約450人
紙おむつ支給事業	支給者数	54人	54人	54人	58人	58人

2 財源の構成

(1) 保険給付

介護保険の保険給付に係る財源の2分の1は公費で、残りの2分の1は保険料でまかなわれます。

公費の負担割合は、保険給付の決算額に応じて、国、山形県、山形市が次の割合で負担することになっており、施設等給付費（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護に係る給付費）とそれ以外の居宅サービス等に係る給付費とで異なります。それぞれの財源構成は、次のとおりとなります。

○保険料の内訳（本計画期間内：令和3年度～令和5年度）

・第1号被保険者保険料

65歳以上の方が負担する保険料です。保険給付費の約23%を負担します。

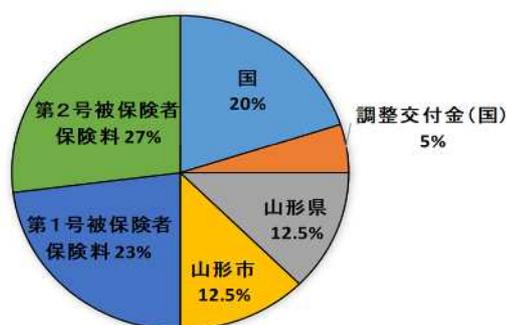
・第2号被保険者保険料

40歳から64歳までの医療保険に加入している方が負担する保険料です。それぞれ加入している医療保険の算定方法によって設定され、社会保険診療報酬支払基金が全国の第2号被保険者の保険料を集約し、計画期間内の各年度における保険給付実績の決算額に応じて約27%が介護給付費交付金として市町村に交付されます。

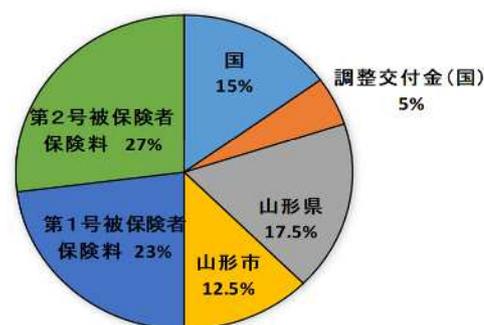
【図表6-15 保険給付の財源】

		居宅等給付費	施設等給付費
国	負担金	20.0%	15.0%
	調整交付金	約5.0%	約5.0%
山形県		12.5%	17.5%
山形市		12.5%	12.5%
第1号被保険者保険料		約23.0%	約23.0%
第2号被保険者保険料		約27.0%	約27.0%

保険給付費の財源構成(居宅等給付費)の財源構成



保険給付費の財源構成(施設等給付費)の財源構成



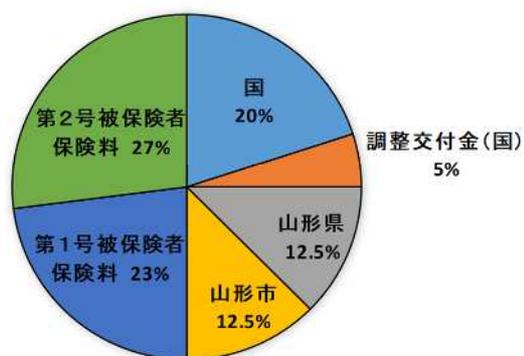
(2) 地域支援事業

地域支援事業に係る財源は、総合事業と包括的支援事業・任意事業で異なり、それぞれの財源構成は次のとおりとなっています。国・山形県の負担については、地域支援事業に要する費用のそれぞれの負担割合に相当する額が地域支援事業交付金として市町村に交付されます。第2号被保険者保険料については、社会保険診療報酬支払基金が全国の第2号被保険者の保険料を集約し、地域支援事業のうち総合事業に要する費用の約27%が地域支援事業支援交付金として市町村に交付されます。

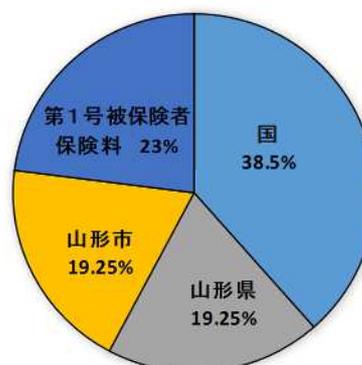
【図表6-16 地域支援事業の財源】

		介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業・任意事業
国	負担金	20.0%	38.5%
	調整交付金	約5.0%	-
山形県		12.5%	19.25%
山形市		12.5%	19.25%
第1号被保険者保険料		約23.0%	約23.0%
第2号被保険者保険料		約27.0%	-

介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成



包括的支援事業・任意事業の財源構成



(3) 保健福祉事業

保健福祉事業に係る財源は、第1号被保険者保険料を充てることとなります。

【図表6-17 保健福祉事業の財源】

保健福祉事業の財源構成



3 第1号被保険者の保険料の基準額

(1) 保険料の算出

第1号被保険者の保険料は、本計画期間で見込んだサービス量に基づき、計画期間内の費用の見通しを立てて定めることになっています。

本計画期間の保険料の基準額（年額）は、介護給付基金から約7億4千万円を取崩すことを見込み、「69,600円（月額換算5,800円）」とします。

なお、前期計画期間の保険料の基準額68,400円（月額換算5,700円）と比較し1.8%増となります。

【図表6-18 第1号被保険者保険料】

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
第1号被保険者数	72,502人	72,729人	72,972人
保険料の基準額（年額）	69,600円		
保険料の基準額（月額換算）	5,800円		

(2) 所得段階別保険料

第1号被保険者の保険料は、低所得者に配慮し、負担能力に応じた負担を求める観点から、所得や世帯の課税状況に応じて所得段階別に設定します。

山形市は、低所得者へ配慮するため、第1段階から第3段階の保険料について消費税を財源とした公費の投入による軽減を継続するとともに、第4段階における基準額に対する割合をこれまでの0.9から0.85に引き下げ、保険料を軽減します。

また、第7段階及び第8段階を区分する基準所得金額を国の基準にあわせて見直すとともに、負担能力に応じた保険料の設定を行うため、第9段階を3つに細分化し、第10段階及び第11段階を新たに設定します。

なお、各段階区分の介護保険料は、174ページ（図表6-20）のとおりとなります。

(3) 公費による保険料の軽減強化

社会保障の充実を図るため、消費税を財源とした公費の投入により市民税非課税世帯である第1段階から第3段階の方を対象として低所得者の保険料の軽減を行っています。

(4) 令和7年度（2025年度）、令和22年度（2040年度）の保険料推計

第1号被保険者の保険料を、国が提供する地域包括ケア「見える化」システムにより中長期的に推計した結果、令和7年度（2025年度）の基準額（月額換算）は「6,588円」、令和22年度（2040年度）は「8,489円」となります。

いずれの基準額もこれまでの推移から算出した高齢者の増加やサービス利用者の増

加の見込みを基に、その傾向が今後も続くと仮定して推計したものです。

地域包括ケアシステムの確立や、高齢者の自立支援、要介護状態の重度化防止等の予防に重点を置いた取組を実施することが、今後増大が見込まれる介護保険給付費の抑制につながる事となり、更には、介護保険制度の安定性・持続可能性の確保につながります。

【図表6-19 令和7年度（2025年度）、令和22年度（2040年度）の保険料推計】

	本計画期間平均 (2021～2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
第1号被保険者数	72,734人	73,375人	72,945人
認定者数	12,477人	12,938人	14,413人
認定率	17.2%	17.6%	19.8%
保険給付費等の見込額合計	23,810百万円	25,079百万円	27,979百万円
保険料の基準額（年額）	69,600円	79,056円	101,868円
保険料の基準額（月額）	5,800円	6,588円	8,489円

【図表6-20 第8期事業計画期間の第1号被保険者保険料】

段階	対象者	保険料年額	月額換算保険料 (小数点以下切上げ)
第1段階 基準額×0.3 ※	老齢福祉年金を受給している方で、世帯員全員が市民税非課税の方、または生活保護を受給している方、世帯員全員が市民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の方	20,800円	1,734円
第2段階 基準額×0.5 ※	世帯員全員が市民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	34,800円	2,900円
第3段階 基準額×0.7 ※	世帯員全員が市民税非課税の方で、第1段階、第2段階に該当しない方	48,700円	4,059円
第4段階 基準額×0.85	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税の課税者がいる方で、さらに本人の前年中の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の方	59,100円	4,925円
第5段階 基準額	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税の課税者がいる方で、さらに本人の前年中の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超える方	69,600円	5,800円
第6段階 基準額×1.2	本人が市民税課税の方で、本人の前年中の合計所得金額が120万円未満の方	83,500円	6,959円
第7段階 基準額×1.3	本人が市民税課税の方で、本人の前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	90,400円	7,534円
第8段階 基準額×1.5	本人が市民税課税の方で、本人の前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	104,400円	8,700円
第9段階 基準額×1.7	本人が市民税課税の方で、本人の前年中の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	118,300円	9,859円
第10段階 基準額×1.8	本人が市民税課税の方で、本人の前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	125,200円	10,434円
第11段階 基準額×1.9	本人が市民税課税の方で、本人の前年中の合計所得金額が600万円以上の方	132,200円	11,017円

※ 第1段階から第3段階の保険料については、消費税を財源とした公費による保険料負担軽減が図られています。

【図表6-21 各計画期間における第1号被保険者保険料等の推移（決算額）】

(単位：千円)

	第1期計画期間			第2期計画期間		
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
事業費総額	7,353,563	8,907,794	9,678,546	10,515,862	11,618,679	12,138,448
保険給付費	6,592,552	8,248,867	9,169,496	10,124,832	11,283,810	11,786,550
介護給付基金積立金	366,916	178,210	103,579	57,058	△81,124	△211,206
(参考)年度末現在 介護給付基金残高	366,916	545,126	648,705	705,763	624,639	413,433
保険料の基準額 (年額)	31,400円			34,600円		
保険料の基準額 (月額換算)	2,616円			2,883円		

	第3期計画期間			第4期計画期間		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
事業費総額	12,471,518	13,474,189	13,649,298	14,614,140	15,868,823	16,849,649
保険給付費	11,722,740	12,169,578	12,489,565	13,637,437	14,796,193	15,812,752
地域支援事業費	243,649	297,683	314,237	315,842	366,706	341,883
介護給付基金積立金	167,874	366,938	315,999	62,296	△273,444	△457,138
(参考)年度末現在 介護給付基金残高	581,307	948,245	1,264,244	1,326,540	1,053,096	595,958
保険料の基準額 (年額)	44,700円			44,700円		
保険料の基準額 (月額換算)	3,725円			3,725円		

	第5期計画期間			第6期計画期間		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業費総額	18,330,720	19,154,131	19,863,345	20,388,101	20,885,894	21,736,981
保険給付費	17,199,085	18,130,865	18,860,371	19,204,018	19,219,758	19,730,942
地域支援事業費	390,222	407,277	430,145	479,956	908,629	1,163,787
介護給付基金積立金	△139,806	△227,166	△228,986	185,196	202,000	69,822
(参考)年度末現在 介護給付基金残高	456,152	228,986	0	185,196	387,196	457,018
保険料の基準額 (年額)	54,900円			64,800円		
保険料の基準額 (月額換算)	4,575円			5,400円		

	第7期計画期間		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (予算)
事業費総額	21,919,155	22,510,394	23,326,627
保険給付費	20,147,522	20,606,113	21,257,632
地域支援事業費	1,152,221	1,189,792	1,221,390
介護給付基金積立金	161,094	68,263	204,095
(参考) 年度末現在 介護給付基金残高	618,112	686,375	890,470
保険料の基準額 (年額)	68,400円		
保険料の基準額 (月額換算)	5,700円		

※基金積立金の△は、介護給付基金からの取り崩しを表します。

第7章／参考資料

1 計画の策定過程

(1) 山形市地域包括ケア推進協議会

介護保険法第117条第9項に基づき、本計画に、福祉関係団体や医療関係団体、被保険者の代表者等の意見を反映させるため、山形市地域包括ケア推進協議会を開催しました。

①委員名簿

(五十音順、敬称略)

職名	氏名
認知症の人と家族の会山形県支部 世話人代表	五十嵐 元徳
山形市健康づくり運動普及推進協議会 副会長	大嶋 民代
山形大学大学院医学系研究科看護学専攻 准教授	大竹 まり子
宮城学院女子大学教育学部教育学科 教授	熊坂 聡
山形市歯科医師会 副会長	小関 陽一
山形市薬剤師会 副会長	佐伯 和毅
山形県社会福祉士会 業務執行理事	柴田 邦昭
山形県看護協会 常任理事	鈴木 郁子
山形市老人クラブ連合会 会長	鈴木 晴夫
富の中いきいき百歳体操 代表	滝口 明子
山形県介護支援専門員協会 理事・山形地区支部長	丹野 克子
山形市民生委員児童委員連合会 副会長	長瀬 武久
山形市自治推進委員長連絡協議会 榎沢地区自治推進委員長	仲野 邦明
山形市医師会 会長	根本 元
山形市社会福祉協議会 会長	鞠子 克己
山形県老人福祉施設協議会 会長	峯田 幸悦

②開催実績

	開催日	審議内容等
第1回	令和2年 7月2日	山形市高齢者保健福祉計画（第8期介護保険事業計画）の策定について （高齢者実態調査及び介護保険事業者等実態調査の結果、山形市が目指す未来像を実現するための取組 等）
第2回	令和2年 10月1日	山形市高齢者保健福祉計画（第8期介護保険事業計画）の骨子案について

(2) 山形市社会福祉審議会（高齢者福祉専門分科会）

山形市の福祉施策について市長の諮問に応じ審議する附属機関である山形市社会福祉審議会（高齢者福祉専門分科会）に、本計画の内容を諮問し、ご審議いただきました。

①委員名簿（高齢者福祉専門分科会）

（五十音順、敬称略）

職名	氏名
認知症の人と家族の会山形県支部 世話人代表	五十嵐 元徳
山形市健康づくり運動普及推進協議会 副会長	大嶋 民代
山形大学大学院医学系研究科看護学専攻 准教授	大竹 まり子
宮城学院女子大学教育学部教育学科 教授	熊坂 聡
山形市歯科医師会 副会長	小関 陽一
山形市薬剤師会 副会長	佐伯 和毅
山形県社会福祉士会 業務執行理事	柴田 邦昭
山形県看護協会 常任理事	鈴木 郁子
山形市老人クラブ連合会 会長	鈴木 晴夫
富の中いきいき百歳体操 代表	滝口 明子
山形県介護支援専門員協会 理事・山形地区支部長	丹野 克子
山形市民生委員児童委員連合会 副会長	長瀬 武久
山形市自治推進委員長連絡協議会 樺沢地区自治推進委員長	仲野 邦明
山形市医師会 会長	根本 元
山形市社会福祉協議会 会長	鞠子 克己
山形県老人福祉施設協議会 会長	峯田 幸悦

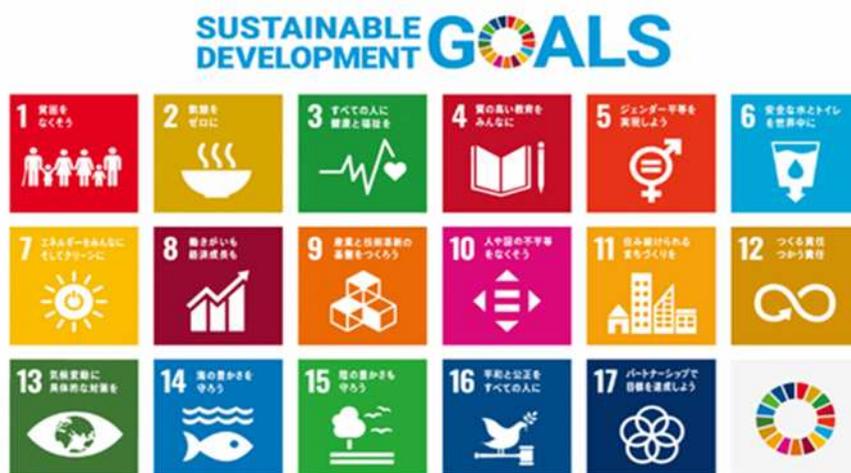
②開催実績

	開催日	審議内容等
第1回	令和2年 12月17日	山形市高齢者保健福祉計画（第8期介護保険事業計画）（案） について
第2回	令和3年 1月28日	山形市高齢者保健福祉計画（第8期介護保険事業計画）（案） について

2 SDGs との関連について

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されており、令和12年（2030年）までに、先進国と発展途上国がともに取り組む「持続可能でよりよい世界」を目指す国際目標であり、17の大目標（ゴール）と169のターゲットが設定されています。

SDGsの「誰ひとり取り残さない」社会の実現という理念は、地域共生社会の実現とも密接に関係するため、本計画においても、SDGsの視点を持って、様々な課題に対応します。



本計画の各施策とSDGsの各ゴールとの関係性は、次ページの表のとおりです。

〈各施策とSDGs各ゴールの対応表〉

施策の体系		①	②	③	④	⑤	⑥
		貧困	飢餓	保健・福祉	教育	ジェンダー	水・衛生
							
I	地域包括ケアシステムの確立	1 地域包括センターによる支援体制の強化			●		
		2 介護予防・生活支援・地域づくりの推進			●	●	
		3 医療と介護の連携推進			●		
		4 認知症施策の総合的な推進			●	●	
		5 介護現場の革新			●		
		6 介護サービスの基盤整備と高齢者向け住まいの確保	●		●		
		7 権利擁護			●		
		8 安全・安心な暮らしができる環境づくり			●		
II	介護保険制度の運営	1 要介護認定体制の確保			●		
		2 介護給付の適正化			●		
		3 保険料の公平化	●		●		
		4 利用者負担の公平化	●		●		
		5 利用者負担の軽減	●		●		

施策	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	エネルギー	経済成長と雇用	インフラ、産業化、イノベーション	不平等	持続可能な都市	持続可能な生産と消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
	7 エネルギーを安全にそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 質素と持続可能な消費をつくらう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
I-1				●	●					●	●
I-2		●			●					●	●
I-3					●						●
I-4		●		●	●					●	●
I-5		●	●		●						●
I-6			●	●	●					●	●
I-7				●	●					●	●
I-8			●		●		●			●	●
II-1		●	●	●	●						●
II-2		●	●	●	●					●	●
II-3				●	●						●
II-4				●	●						●
II-5				●	●						●

3 用語の解説

◇あ行

ICT (P84、101、109、135、152)

Information and Communication Technology (情報通信技術) の略です。介護現場においては、ICTを導入することにより、業務の効率化等による負担軽減や職場環境の改善、介護サービスの質の向上等が期待されています。

インフォーマルサービス (P53、100、110、114、119、120)

公的機関や専門職による制度に基づくサービス・支援ではなく、家族、近隣の方、友人、民生委員・児童委員、ボランティア、非営利団体(NPO)等によるサービス・支援をいいます。

AI (P119)

Artificial Intelligence (人工知能) の略です。コンピュータを使って、学習、推論、判断等の人間の知能のはたらきを人工的に再現したものです。

◇か行

介護支援ボランティアポイント (P135)

特別養護老人ホーム等において介護支援に関わるボランティア活動を行った高齢者に対し、活動実績に応じてボランティアポイントを付与する制度です。

介護認定審査会 (P56、152、153)

要介護(要支援)認定の審査判定を行うために介護保険法に基づいて設置する機関であり、保健・医療・福祉に関する学識経験者で構成されています。山形市では84名の審査会委員で構成され、4名で1つのグループ(合議体)を21合議体編成して要介護(要支援)認定の審査判定を行います。

介護予防手帳(やまがた人生備えの書) (P47、115、116、126)

高齢者が日々の生活を振り返り、活動計画を立てながら、健康づくりや介護予防により一層取り組んでいただくことを目的として山形市が作成した手帳です。手帳においては、介護予防等に役立つ情報提供を行うとともに、振り返りや今後の取組等に関する記入欄を設けています。

介護離職 (P53、100、123、136)

家族の介護を理由として、現在の仕事を退職・転職することです。「介護離職ゼロ」に向けて、必要な介護サービスの確保等に取り組んでいます。

介護ロボット (P84)

ロボット技術が応用された、利用者の自立支援や介護従事者の負担軽減に役立つ介護機器です。なお、ロボットとは、「情報を感知（センサー系）」、「判断し（知能・制御系）」、「動作する（駆動系）」という3つの要素技術を有する知能化した機械システムをいいます。

基本チェックリスト (P38、102)

生活機能が低下し、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を早期に把握するための25項目の調査票です。介護予防・日常生活支援総合事業においては、その方にとって必要なサービスの区分（介護保険サービス、介護予防・生活支援サービス事業等）を判断するために使用します。

基本チェックリストでは、①生活面や心身面など全体的な状況の低下（複数項目の該当）、②運動機能の低下、③低栄養状態、④口腔機能の低下、⑤閉じこもり、⑥認知機能の低下、⑦うつの可能性について判定し、これらの基準に該当した65歳以上の高齢者が事業対象者となります。

共生型サービス (P53、138、139)

介護保険と障がい福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるサービスとして、平成29年の介護保険法改正により介護保険制度と障がい福祉制度の両制度に創設されたものです。

K P I (P143)

Key Performance Indicator（重要業績評価指標）の略です。施策の達成状況を検証するために設定する指標です。

健康寿命 (P120、122)

健康上の問題で日常生活が制限されることなく、自立した生活ができる期間のことをいいます。

権利擁護 (P54、106、109、132、143、145)

自己の権利を表明することが困難な高齢者等が、その人らしく地域で暮らすことができるよう、成年後見制度の利用や高齢者虐待への対応、消費者被害防止に関する諸制度等の活用等により、高齢者の生活を支援するものです。

高額介護サービス費貸付事業 (P169)

高額介護サービス費の支給を受ける見込みのある方で、介護保険サービスの自己負担額の支払いが困難なときには、高額介護サービス費の支給見込金額の9割を限度に無利子で借りることができます。貸付金の返還は支給される高額介護サービス費をもって充てることとなります。

コーホート変化率法 (P6)

各コーホート（同年または同時期）の過去における人口動態から変化率（自然動態：出生・死亡、社会動態：転入・転出を包括的に変化率として算出）を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

◇さ行

事業対象者（基本チェックリスト該当者）(P8、38、102、103、112、114)

基本チェックリストにより、要支援・要介護状態になるおそれが高いと判定された高齢者のことをいいます。

市民後見人 (P54、144、145)

山形市成年後見センターにおいて実施する養成基礎講習等の研修を受講した一般市民の中から、家庭裁判所により成年後見人として選任された方をいいます。

弁護士などの専門職後見人と異なり、市民としての目線で、被後見人である高齢者に寄り添う身近な存在として、本人の意思をより丁寧に把握しながら後見事務を進めることが期待されています。

若年性認知症 (P50、51、131、132)

65歳未満で発症する認知症をいいます。高齢で発症する認知症とは病理学的な違いはありませんが、高齢で発症する認知症とは異なる様々な社会的、家庭的問題を引き起こします。物忘れが出たり、仕事や生活に支障をきたすようになっても、年齢の若さから認知症を疑わなかったり、病院で診察を受けても、うつ病や更年期障害などと間違われることもあり、診断までに時間がかかってしまうケースが多く見られます。

住宅セーフティネット制度 (P134)

定額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者、外国人等の住宅の確保が困難な者（住宅確保要配慮者）に対する賃貸住宅の供給を促進するため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の運用、登録住宅の改修や入居への経済的支援、住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援を行うものです。

住民主体の通いの場 (P46、47、82、114、115、116、117、121、122、123、129、147、151)

地域住民が主体となって、週1回以上、いきいき百歳体操等の介護予防に資する活動を行う場をいいます。活動は、より多くの高齢者が気軽に参加できるよう、地区集会所、コミュニティセンター、公民館、介護施設など、様々な会場で実施されています。

シルバー人材センター (P48、82、121)

高齢者雇用就業対策の一環として、多様な就労・社会参加の促進を図る機関で、おおむね60歳以上の会員で構成されています。山形市シルバー人材センターは、昭和55年に設置されて以来、地域の日常生活に密着した臨時的・短期的な仕事を会員に提供しており、活力ある地域社会づくりを担っています。

人生会議 (ACP) (P23、24、31、48、49、83、126、131)

病気やケガなどもしものときに自らが希望する医療やケアを受けるために、大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むのかを前もって考え、周囲の信頼する人たちと繰り返し話し合い、共有する取組のことです。

生活お役立ちガイドブック (P46、119、120、149)

市内で提供されている様々な生活支援サービス（宅配、ボランティアによる家事支援、配食、サロン等の居場所、外出支援サービス等）を一覧にしたものです。

成年後見制度 (P1、4、54、55、109、143、144)

認知症等により判断能力が十分でない高齢者等について、金銭管理や施設入所の際の契約等を本人に代わり行う援助者を選ぶことにより、法律的に支援し本人の権利を守る制度です。本人の判断能力に応じて、成年後見人、保佐人、補助人の3つの類型があります。

成年後見センター (P54、143、144、145)

成年後見制度の説明や活用法の情報提供、また成年後見申立手続きについての相談等を受けています。山形市成年後見センターは、山形市総合福祉センター1階にあり、相談は無料です。

◇た行

第1号被保険者 (P52、61、157、170、171、172、173、174、175)

市区町村内に住所を有する65歳以上の方です。（ただし、一部の障がい者福祉施設等の入所者を除きます。）年齢が65歳に到達した時や転入等により、その市区町村における第1号被保険者となります。

第2号被保険者 (P38、39、P43、161、170、171)

市区町村に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者です。転入や健康保険加入、年齢が40歳に到達した時に、その市区町村における第2号被保険者となります。

なお、第2号被保険者が保険適用により介護サービスを利用できるのは、「初老期における認知症」、「関節リウマチ」、「末期がん」等の16種類の特定疾病によって要介護（要支援）状態になった場合に限られます。

地域共生社会 (P1、64、65、106、115、117、121、129、131、138、139、148)

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

地域包括ケアシステム (P1、44、52、64、68、77、81、106、107、108、111、113、114、138、139、173)

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい自立した生活を継続していくことができるように、介護保険制度のみならず、医療、介護予防、地域の様々な活動等、多様な社会資源を効果的に活用して、高齢者を包括的及び継続的に支援する仕組みのことです。

◇な行

入門的研修 (P134)

介護分野への参入促進を目的として、これまで介護との関わりがなかった方など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身に付けるとともに、介護の業務に携わって知っておくべき基本的な技術を学ぶことができる研修です。基礎講座と入門講座の2段階に分かれており、短時間の基礎講座だけの実施など柔軟な対応が可能です。研修修了者は、都道府県の判断により、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修課程の一部を免除することができます。

認知症カフェ (P50、83、129、130、131、132、)

認知症の方、認知症が気になる方やそのご家族・友人、介護サービスに携わる方等、認知症に関心のある方が気軽に集い、交流や情報交換及び相談ができる場として開催されるものです。

認知症ケアパス (P50、129)

認知症の方やそのご家族が、住み慣れた地域で生活を継続していくにあたり、いつ、どこで、どのようなサービスが利用できるのかを理解できるよう、認知症の症状に応じて利用可能なサービス等を整理したものです。介護保険制度だけでなく、医療・介護予防・住まい・地域での活動等、様々なサービスを含みます。山形市では認知症サポートブックという名称で作成しています。

認知症サポーター・認知症キャラバンメイト (P50、51、83、129、131、132、134)

認知症について正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方やその家族を温かく見守り、支援する方々のことです。「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症についての基礎知識や認知症の方への接し方等を学ぶことにより、認知症サポーターとすることができます。

認知症キャラバンメイトは、必要な研修を受講し登録した、認知症サポーター養成講座の講師役を務めていただく方のことです。

認定調査（訪問調査）（P56、58、152、153、154）

市町村の職員等が自宅等を訪問し、全国共通の調査項目に基づいて、本人や家族から聞き取り等を行う調査です。心身の状況、介護の手間等について調査し、要介護認定のための資料とします。

◇は行

P D C A（P5、53、68、111、112、113、114、116、117、125、133、156）

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもので、業務の効率化を目指す方法の1つです。

B P S D（P131）

認知機能が低下したことによる直接的な症状によって現れる行動・心理症状のことです。環境や周囲の人々との関わり等の影響を受けて、知覚や思考、気分又は行動の障がいや症状として発現したもので、せん妄や抑うつ等が見られます。

避難行動支援制度（P54、122、149、150）

災害が起きた時、一人暮らしの高齢者や障がいのある方が地域の中で避難支援等の手助けが受けられるように、平常時から、避難支援が必要と思われる方の名簿作成や名簿提供に同意された方の情報の避難支援等関係者への提供、個別計画の作成支援など、要支援者本人、地域住民と市が協働しながら体制づくりを進める制度です。

福祉協力員（P115、117、130、132、144、148、149）

山形市社会福祉協議会会長が委嘱した住民の方々であり、約50世帯に1人の割合で配置されています。町内会や民生委員・児童委員と連携を図り、主に高齢者世帯への訪問、声かけ、見守り活動等を行っています。

福祉サービス利用援助事業（P143、144）

判断能力はあるものの身体的な衰え等により自分で預貯金等の管理をすることが難しくなってきた高齢者等を対象に、山形市社会福祉協議会が本人との契約のもと日常的な金銭管理を行う事業です。

福祉避難所（P150）

介助が必要な高齢者、障がい者、妊産婦など、避難生活において何らかの特別な配慮を要する方が滞在するための場所として、災害対策基本法に基づき指定する避難所です。特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム等を指定しています。

地震、風水害その他の災害が発生した際、山形市が必要と認める場合に、福祉避難所の開設を決定します。

福祉マップ (P122、150)

福祉協力員等が作成するもので、担当地域の住宅地図等に高齢者世帯の情報や地域の施設の情報等を書き加えたものです。福祉協力員等が担当地域を把握するために作成・利用します。

福祉まるごと相談員 (P46、109、110、113、144)

地域の中で様々な課題や制度の枠におさまらない困りごとの相談にのり、様々な制度や社会資源を活用し、制度と制度をつなぐ役割を担う福祉の専門職です。

ふれあいいきいきサロン (P122、149)

山形市社会福祉協議会で行っている小地域福祉ネットワーク事業のうちの1つで、隣近所の高齢者等が気軽に集まり、お茶飲みや趣味活動を行うものです。サロンを主催するのは、民生委員・児童委員や福祉協力員だけに限らず誰でも構いません。家に閉じこもりになりがちな高齢者等が、仲間や生きがいをつくって地域でいきいきと暮らしていくことをめざす活動です。

フレイル (P117、122)

加齢とともに、心身の活力（例えば、運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患を併せ持つ影響等により、生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態ではあるものの、適切な支援等により生活機能の維持向上が可能な状態像をいいます。

ポピーねっとやまがた (P127)

医療・介護専用の完全非公開型コミュニケーションツール「メディカルケアステーション (MCS)」を用いたインターネットによる情報共有を行うシステムを「ポピーねっとやまがた」と名付け、山形市医師会が運用しています。

◇ま行

民生委員・児童委員 (P115、117、130、132、143、144、148、149)

地域住民を支援するために厚生労働大臣から委嘱された方々です。担当地区を持ち、地域の高齢者などの見守りや支援を行うことで地域福祉の推進を担います。民生委員は児童委員を兼務しています。

村山地域入退院支援の手引き、山形市入退院支援フロー（地域版） (P48、126、127)

退院後に切れ目なく医療や介護サービス等の必要な支援を受けられるようにするため、「入院時」から「退院時」までにおける病院関係者、介護支援専門員等の入退院支援に係る基本的な対応や視点を明確化したものです。村山保健所が作成した「手引き」と、山形市がポピーを中心に作成した「フロー」があります。

◇や行

山形県保健医療計画（地域医療構想）（P2、100、125、136）

高齢者保健医療福祉、障がい者保健医療福祉、母子保健医療福祉等の充実強化を図るための、県の保健医療施策の基本指針となる計画であり、医療法に基づくものです。在宅医療及び介護の連携の観点から、介護保険事業支援計画（計画期間3年）と改定のサイクルが合わせられ、3年ごとに調査、分析及び評価が行われ、6年ごとに改定が行われます。

また、医療計画の中で、地域の医療需要の将来推計や二次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量を定めるなど、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を推進するためのビジョンが定められており、これを地域医療構想といいます。

要介護認定（P25、39、44、56、57、85、91、100、102、140、152、153、154）

介護保険制度において、支援や介護を要する状態であることを保険者が認定することです。要支援認定と要介護認定の2種類の認定があり、最も軽度な要支援1から最も重度の要介護5までの7段階の区分が設けられています。

よりあい茶屋（カフェ）（P48）

山形市、山形市シルバー人材センター、山形市社会福祉協議会、ほか2団体で構成する「やまがた生涯現役促進地域連携事業協議会」が運営する高齢者の就業相談常設窓口です。

◇ら行

リハビリテーション専門職（P46、77、82、98、100、101、111、112、115、116、119、133）

リハビリテーションに携わる医療職で、主に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の3種類があります。身体機能等が低下した方の動作能力や応用動作についてそれぞれの専門性により、リハビリテーションを行う者をいいます。

老人福祉センター（P48、118、121、122、144）

老人福祉法により定められた施設で、高齢者の健康の増進や教養の向上、各種相談等の事業を行っています。小白川やすらぎ荘、漆山やすらぎ荘、大曾根さわやか荘、鈴川ことぶき荘、黒沢いこい荘の5か所あります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この計画の推進により、SDGsのこのゴールの達成に貢献することを目指します

山形市高齢者保健福祉計画(第8期介護保険事業計画)

令和3年3月発行

編集 山形市福祉推進部
長寿支援課
介護保険課
指導監査課

発行 山形市
〒990-8540
山形市旅籠町二丁目3番25号
TEL (023)641-1212(代) 内線 653